

中間答申に対する市民意見

* 太枠は具体的に修正した箇所

具体的な検討事項

	項目	意見	審議会の考え方	区分
(3)	不当取引	・悪質商法や新たな手口に対して迅速に対応できるように、「不当取引」の範囲を広げてほしい。 例えば、「恋人商法」「次々販売」「高齢者障害者への不要品販売」「架空請求」「断定的判断の提供」「不招請勧誘」「紳士録商法等の2次被害」「消費者契約法10条違反行為」「契約解除権等の不当制限条項」「クレジットカード等の不正利用の責任負担条項」「加盟店管理責任」に係る条項等を追加規定すべきである。(9件)	指摘を踏まえ、クレジット会社における加盟店管理責任及び勧告に従わない悪質な事業者について公表した場合のクレジット会社への通知を盛り込んだ。 他の具体的行為については、規則・基準の中で検討する。	条例 他
		・現行条例第14条の勧告に従わないときは、当該不当取引に基づく代金等の立替払いをした信販会社に対し、勧告に従わない旨を通知することができるとの規定を設けるべきである。(2件)		条例
		・「消費者の選択に必要な情報提供による公正な取引の確保」を「消費者の選択に必要な情報提供および契約条項や勧誘行為の適正化による公正な取引の確保」(消費者基本法第12条参照)と改めるべきである。(再掲)		条例
		・65歳以上のクレジット契約について、信販が審査を厳格にするよう設けてほしい。	クレジット契約等の審査基準は、条例で規定すべき内容ではない。	他
		・賃貸住宅の原状回復をめぐるトラブルを解決するために、自然損耗、通常使用損耗の回復費用を賃借人に負担させる条項も不当取引の類型に加えるべきである。	国土交通省によるガイドラインで対応している。	他

